

研究所ニュース No.85

りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388

FAX 092-645-0387 Mail:info@f-jinken.com URL:http://www.f-jinken.com/

2018年に向けて

～わが研究所の内実が問われた2017年～

公益社団法人福岡県人権研究所 理事長 森山 沾一

1. 2017年の反省

新年挨拶で「予測できないこの1年」と危機意識を書き、課題を「会員の結集・拡大、財政基盤整備」と呼びかけました。1年間を振り返り、来年への抱負を綴ろうとする今、実現できていない事に忸怩（じくじ）たる思いと責任を考えます。

今年は部落史研究会創立時の同人、歴史専攻の松下志朗、安蘇龍生両氏が逝去されました。痛恨の極みです。合掌。しかし、私たちは部落解放・人間解放に向け、屍（かばね）を超えて前進しなければなりません。

2. 会員一同、懸命に活動

毎週事務局会議、2か月毎の執行理事会、各部会活動も行われています。理事、事務局、会員の皆さん、それぞれに努力しています。「啓発担当者のつどい」には予想以上の会員参加がありました。「松本・井元研究会」も全水創立百年に向け着実に歩んでいます。受託事業もチーム化の課題はありますが順調です。

しかし、会員は新旧会員を含め少数減、予算・決算はトントンの見込みです。時代が激動する時は「下りエスカレーターのようなもの」です。「現状維持・前年踏襲で安心」していれば下に降りてしまいます。どうにか一点突破できないか考えてきました。が現状維持でした。

3. 時代の流れははっきりしてきた

今年当初はトランプ新政権、総選挙などで行先不透明でした。しかし、来年以降は展望できます。「中間層の人たちの不安が大きいほど、社会は右傾化し排他的になる。低所得層への寛容さも育まれない」（井出英策久留米出身財政学者）分断社会です。しかし、研究所は差別、貧困と解放の歴史と現実を直視し、無名の人々の生活・運動を記録し、それを科学的に活字や映像にして連帯してきました。いわば、＜闇こそ光＞＜谷間が光＞を明らかにしてきたのです。

海外人権スタディツアーinフィリピンではゴミ山スラムの子ども達の目の輝きに出会いました。没後30年・上野英信の『地の底の笑い話』（岩波新書）を積み上げてきたと思います。

4. コップに水が半分あると安心せず勇気ある活動を！

今年3月南アフリカ・マンデラ刑務所を訪問し獄中28年と白人との和平を実感。作家イングロやICANのノーベル賞受賞は＜闇の中、光をめざしてはい出る＞人々がいることを教えてくれました。研究所が過去の踏襲ではなく、創意工夫・自家発電する会員の交流の場となればこうした人々と連帯できるでしょう。

(2017年12月13日 記)

2017. 10. 26

第3回「啓発担当者のための人権講座」 テーマ「人権三法の意義と啓発の課題」

10月26日(木)「2017年度第3回啓発担当者のための人権講座」を一般財団法人福岡県部落解放センター(福岡市博多区)で開催しました。本講座は、県内各市町村と企業の人権啓発担当者及び教育関係者、研究者、運動体のみなさん方を主な対象として実施し、今年度で3回目になります。第1回は「同対審答申50年、部落地名総鑑発覚40年」、第2回は「住民の人権意識調査と調査結果の読み解き」をテーマとして開催しました。

今年は、昨年施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」)」の新法をどのように理解し、施策に活かしていくかを考察し、「今後の人権教育・啓発の課題と展望を明らかにしていくこと」をテーマに開催しました。当日は、90名の参加がありました。

開講式では、本研究所森山沾一理事長が「差別解消に関する三法について理解を進め、これからの人権啓発の推進につなげて欲しい。」と挨拶をしました。

◇ ◇ ◇

第一部は、山口大学経済学部准教授(刑事法学) 櫻庭総さんによる講演「『ヘイトスピーチ解消法』と啓発の課題」。櫻庭さんは、①「ヘイトスピーチ解消法」ができるまで、②法の概要、③法施行後の動向、④啓発の課題、という4点から次のように話されま



(写真: 櫻庭総さん)

表現に対する法規制への強烈なアレルギーがある一方で、在日外国人を非難する街宣活動などの報道により、ヘイトスピーチが顕在化・社会問題化して規制の必要が生じた。京都朝鮮学校襲撃事件に対する司法判断の中に、国連の人種差別撤廃条約への言及がなされた。刑罰による差別解消効果の限界など「法規制についての新たな論点」が出てきた。

また、ヘイトスピーチ解消法は、処罰型ではなく理解促進型であり、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動の解消」を国及び地方公共団体の責務としている。この法律の施行は、裁判所や検察庁の判断に影響を与えるとともに、地方自治体の条例制定等の動きを生み出している。

さらに、啓発については、①ヘイトスピーチは許されないものであること、②ヘイトスピーチを行う人の加害意識の希薄さへのカウンター、③ヘイトスピーチがなされる個人的要因と社会的・環境的要因を考慮してみることで、④閉鎖社会から共生社会の構築をめざすこと、等が課題であると提起されました。

◇ ◇ ◇

問題提起1では、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会事務局次長・社会福祉法人葦の家福祉会法人本部長友廣道雄さんが「障

害者差別解消法と条例づくり～福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の取組みから～」と題した、次の四点から提起されました。



(写真: 友廣道雄さん)

一点めは、「障害者差別解消法」の成立とその背景について、二点めは、全国のモデルとなる条例をつくる意義や必要性、三点めは、福岡市の条例をつくる会の取組み(当事者の実態アンケート調査→部会による精査→報告書の作成)、四点めは、福岡市の条例の原案づくりの課題、という内容でした。

問題提起2では、部落解放同盟福岡県連合会執行委員「人権対策部長」の福永謙二さんが「部落差別解消推進法の意義と課題について」と題して、次の五点から提起をされました。

一点めは、今、どんなことが起こってい

るのか(この法律ができた背景として悪質な差別事件があること)、二点めは、法律のできた意義(法律の制定そのものが大きな啓発効果をもつこと)、三点めは、法律は周知しなければ守れない(「関係者」への周知)、



(写真: 福永謙二さん)

四点めは、今後の課題(「障害者差別解消法」の県内自治体の取組みを例にあげて周知の徹底を図ること)、五点めは、教育・啓発に願うこと(部落問題に特化した教育・啓発を求める)、という内容でした。

最後に谷口研二事務長がファシリテーターとなり、これからの人権教育・啓発について、講演と二つの問題提起の振り返りの「参加者交流」を行いました。

「啓発担当者のための人権講座」の内容は、機関誌『リベラシオン』No169号に掲載する予定です。(事務局)

ア / ン / ケ / ー / ト / か / ら

○ヘイトスピーチについて国際的に歴史的に実態的に詳しく学ぶことができました。ありがとうございました。表現の自由の制約、他の人権侵害、自由権の保護の境を具体的に明確にする必要があると思った。
○ヘイトスピーチ解消法についての講演を初めて聞きました。法律自体は知っていたのですが、ヘイトスピーチ解消法について学習するよい機会でした。
○「偏見は圧倒的な情報不足が引き起こす」と言われます。ネットなど情報が過剰に提供される現実に対して、正しく認識できること

が大切だと思います。ただ、解放令が公布されて約150年経過しましたが、いまだに差別の解消はなされていません。部落地名総鑑のような差別を助長するような動きもあります。
○障害者抜きの法律にならないように障害者参加型の法整備や啓発が重要である。障害者と健常者との関わりを推進する法整備、政策、まちづくり、地域づくりが大切。キーワードは、共生=交流と協働。一緒にやる、つくり上げる。
○障害者差別解消法と部落差別解消法の関連がよく分かった。関連させて、周知させることが大切だ。

○部落差別の現状を知ることができた。障害者差別解消法に基づく取り組みを参考に、部落差別解消推進法においても、自治体内での取り組みが必要だと感じた。
○昨今の部落差別がますますひどくなっている状況が伝わってきた。交流でいろいろな意見を出し合うことができた。
○同和問題に関して、まだこんなに差別事件が発生していることを実感した。差別解消法が制定された意義は大きい。我々は研修等により、周知していくことが大切だ。
○具体的な被害や実態を通して、学ぶことの大切さを通して、研修することの必要性を強く感じた。

公益社団法人福岡県人権研究所主催第196回定例研究会

2017(平成29)年度「史実と授業・啓発の結合をめざして」

部落を襲った筑前竹槍一揆の授業実践に向けて

2017(平成29)年度「史実と授業・啓発の結合をめざして」を11月11日(土)、福岡県教育会館(福岡市東区)で開催しました。今回のテーマは「部落を襲った筑前竹槍一揆の授業実践に向けて」です。参加者は、28名でした。

開会行事では、本研究所森山沾一理事長が「部落解放をめざして部落史を研究していく一助にしていきたい」と主催者を代表して挨拶しました。

はじめに本研究所理事・イシタキ人権研究所所長の石瀧豊美さん(写真下)が、



「筑前竹槍一揆とは何か」と題して講演しました。

石瀧さんは、「筑前竹槍

一揆をなぜ研究するのか」について以下の4点から話しました。①部落問題に関係している10万人以上参加したといわれる一揆なのに歴史教科書上に反映されていない、②近世の身分制度をなくしたのに部落問題が解消されていない、③筑前竹槍一揆の原因と内容、④筑前竹槍一揆に犠牲を強いられた人たちへの慰霊にも焦点をあてる、という内容でした。

次に、塚本(本研究所理事)が、筑前竹槍一揆ウォークの成果と課題を報告しました。2001年から開催されてきた第14回までの筑前竹槍一揆ウォークについて開催場所とコースを当時の福岡県の地図や写真等で説明しました。

続いて、本研究所部落史研究部会会長井上法久さんが「筑前竹槍一揆の授業実践報告」を行いました。中学校の社会科教師とし

て実践してきた歴史学習のワークシートを提示しながら、中学校の授業時数確保の厳しい時間制限がある中で、工夫しながら取り組んでいることを説明しました(写真下)。



最後に本研究所迫本幸二事務次長をコーディネーターに「筑前竹槍一揆の位置付け」と題して「意見交流」を行いました。「この一揆がなぜ被差別部落を襲ったのか」が交流の中心となりました。「そこが研究されないと授業に取り組んでいけない。」「被差別部落の人たちの平民化行動は、人権意識への高揚が背景にあったのではないか。」という意見が出されました。

(理事：塚本博和)

2017年11月14日

< 受託事業紹介 >

くにさき地区人権・同和教育研究協議会
フィールドワーク in 内野

11月14日(火)「福岡藩の皮革産業」をテーマに「くにさき地区人権・同和教育研究協議会」の研修を内野人権のまちづくり館と谷人権のまちづくり館の協力を得て行いました。本研究所会員竹森健二郎(全国部落史研事務局)さんが「福岡藩の皮革産業の展開と孫左衛門」について説明しました。続いてFW。この地を福岡藩の皮つくりの拠点とした孫左衛門を顕彰した碑、西光寺の国宝の「梵鐘」、筑前竹槍一揆で残った谷の日吉神社の檜の木などの視察を行いました。

訃報

安蘇龍生氏(本研究所理事、田川市石炭・歴史博物館館長)



当研究所の安蘇龍生理事(前副理事長)が2017年12月2日(土)に病のため亡くなりました。享年77。2017年12月4日(月)に田川市内で葬儀が営まれ、多くの参列者に惜しまれました。

二場公人(ふたばきみひと)田川市長は弔辞の中で、安蘇さんが田川市石炭・歴史博物館館長として福岡県立大学と共に山本作兵衛の炭鉱記録画のユネスコ世界記憶遺産登録申請に尽力し2011年に登録が実現したこと、それを機に多くの人々が田川市を訪れるようになったこと、人権問題に関する研究や社会教育にも取り組み多くの著作を残したこと、などの功績をたたえました。これらを財産に田川市の発展に取り組んでいきたいと述べました。

今年7月に田川市の史跡を安蘇さんに案内してもらったという有吉利光さんは、福岡県教育庁同和教育課に上司として赴任した安蘇

さんが、同和教育実態調査(1990年)の事務局長として、管理職と連携をつなぐ宿泊研修に尽力したことや朝鮮人強制連行問題に取り組んだことなどの功績をたたえ、「安蘇さんの優しい笑顔を一瞬忘れない。」と述べました。

当研究所は「突然の悲報に戸惑うばかりです。本研究所理事安蘇龍生先生の残された研究と実践、熱い想いと冷静な論理、やさしいまなざしと鋭い言葉を胸に、部落解放・人権文化創造の取り組みを続けます。どうぞお見守りください。」とお別れのメッセージを届けました。田川市石炭・歴史博物館職員からは、旧産炭地に残された多くの課題と向き合ってきた安蘇さんの志を引き継いでいく決意が述べられました。その他、多くの弔電が祭壇に届けられました。森山沾一理事長をはじめとする、当研究所の理事や会員も参列し、故人を偲びました。

お礼の挨拶で、安蘇さんの二女山口博子さんは、「学生時代に食べるものがなく、友人に助けてもらい、若い頃から苦労してきた父は、困っている人を助けたいという思いが強く、近年は山本作兵衛の炭鉱記録画を世界記憶遺産に登録できたことを嬉しそうに話していた。父を誇りに思う」と述べました。

最後は、安蘇さんが好きだったという美空ひばりの『川の流れのように』のバイオリン演奏で見送られました。(事務局)

12月4日(月)から12月10日(日)は、人権週間でした。福岡県人権啓発情報センターでは今も色々な取り組みがなされています。12月1日(金)~2018年2月28日(水)「第44回特別展熊本震災と障がい者を受け入れた避難場所一熊本学園大学・激動の45日」の特別展示を行っています。また、2018(H30)年2月3日(土)には、その講演会もあります。
<詳細は、同封の案内参照>

関連イベント

講演と展示解説 参加費無料(事前申し込み不要)

『熊本震災被災下の人権保障』

熊本学園大学 永保学研究所センター 教授 花田 昌重さん

熊本学園大学 永保学研究所センター 研究員 井上 ゆかりさん

日時 平成30年2月3日(土)13:30~16:00

会場 クローバープラザ7階 視聴覚研修室

2017.11.16 (木)~17 (金)

人権資料・展示全国ネットワーク第22回総会 in 奈良

○ はじめに

2017年11月16日(木)~17日(金)、奈良県人権センターで「人権資料・展示全国ネットワーク(以下人権ネット)第22回総会が開催された。この人権ネットは、人権に関する博物館・資料館・人権センター・研究所等の相互交流を目的に結成されたネットワークである。(1996年結成現在31加盟中、今回参加21)。

1日めは、総会と記念講演、施設見学、2日めはフィールドワークを行った。

1 総会、加盟館・施設からの報告

総会では、①ニュースやホームページの更新とクラウドを使ってのデータの共有を進める、②メーリングリストを用い事業連絡を進める、③新しい人権ネットリーフレットの2018年度の完成をめざす、④公益財団法人奈良県人権文化財団守安敏司さんを代表にすることが承認された。

続いて、4つの加盟館・施設からの報告があった。①水俣病センター相思社からは、開館30周年を迎える「水俣病歴史考証館」の建物が老朽化し調査を行った、②久留米市人権啓発センターは概要・事業内容について、③大阪人権博物館は「リパティおおさか」の裁判状況報告とお礼、4番めに本研究所「所蔵資料整理活動状況」「本研究所の人権啓発事業」

などについて加來康宣執行理事が報告を行った(写真下)。



2 記念講演と施設見学

演題「洞村強制移転と紀元2600年の畝傍山周辺の変容」について、奈良県橿原市教育委員会山本信彦さんが話された。山本さん自身が40年前勤めていた畝傍北小学校で校区内にある「洞村移転」の教材化に取り組んだ、という内容だった。

続いて、「奈良県立同和問題関係資料センター」を視察した。同センター設立は1989年の同和問題関係資料調査委員会までさかのぼる。1980年代、生活環境を中心に実態的差別の改善は進められたが、差別意識は解消されていないという現実。そこで、部落問題に関する史料の調査・収集を開始し、2001年「同和教育の手引き」(第34集)、『部落史の見直し』にまとめた、という内容だった。

3 フィールドワーク

2日めは、「紀元2600年の奉仕事業の跡をたどった後、「おおくぼまちづくり館」の視察と説明を受けた。その後旧洞村と水平社博物館

のフィールドワークを行った。講師の話聞きながら、徒歩で「おおくぼまちづくり館」へ。橿原神宮を「聖跡」に創り上げるために強制移転が行われた経緯が説明された(写真下)。



水平社博物館では、水平社と差別がなくなることを願って闘った先人たちの歴史を、写真などの資料を用いて説明がなされた。下は水平社博物館から『西光寺』を見た写真である。



○ おわりに

講演や全国の人権ネットとの情報交流、フィールドワークで学び、人権ネットのつながりを広げることができた。次回は「福山市人権平和資料館」での開催である。

(事務局)

2017年11月26日(日)

「ふれあいフェスタ2017・第10回北九州市障害者芸術祭」

『公益社団法人福岡県人権研究所の紹介と全九州水平社』の紹介

11月26日(日)「ふれあいフェスタ2017・第10回北九州市障害者芸術祭」(北九州市/北九州市教育委員会主催)が、「ウェルとばた」で開催され、本研究所も参加しました。

今回、本研究所の展示ブースでは、本研究所の活動や全九州水平社のパネル展示、出版物の販売を行いました(写真左)。

パネル展示や絵本などの出版物に目にとめて中に入って来られた



方々に、研究所事業等について説明することができました。

本研究所のブースにモモマルくん(人権の約束事運動マスコットキャラクター)が来てくれました(写真左)。他のブースとの交流もできました。「ふれあいで、笑顔がふくらむ、人権のまちづくり」というテーマにふさわしい心ふれあう時間でした。



(事務局)

(公社)福岡県人権研究所 2018年度研究プロジェクトの募集

～応募要領が変わりました。詳細は研究所のHPをご覧ください。～

応募要領(抜粋)

- 1 助成対象分野 福岡県における部落問題をはじめとする人権問題の解決に資する分野の研究。
- 2 応募資格・条件 (1) 代表者は研究所会員とする。研究分担者は会員外でも可。
(2) 研究所としての資質向上、研究・啓発に資するものであること。
(3) プロジェクトの会計報告書を含む実績報告書を年度末理事会に提出する。提出期限をその年度の3月1日とする。
(4) プロジェクトの成果は機関誌『リベラシオン』等において発表する。
(5) 申請は1個人・グループにつき1件とする。
- 3 助成期間 (1) 研究期間は1年とする。ただし、以下の条件で継続研究を認める。同一個人・同一グループ(同一代表者)での継続研究は、上限3年間とする。
- 4 募集期間・日程 (1) 2017年12月1日～2018年1月31日
(2) 採用数は原則3件。選考委員で選考する。
- 5 提出書類 (1) 「研究プロジェクト助成応募申請書」に必要事項を記入して応募する。
(2) 申請書のフォーマットは次のURLからダウンロードする。
URL <http://www.f-jinken.com/>
- 6 提出先・問合せ (公社)福岡県人権研究所 (持参または郵送)

事／務／局／日／誌／か／ら (2017.10.23～2017.12.18 講師等敬称略)

10月

- 23 月 第24回事務局会
- 24 火 「史実と授業・啓発の結合をめざして」打合せ(須恵町)
- 25 水 公益法人セミナー(福岡市)
- 26 木 「啓発担当者の人権講座ー人権三法の意義と啓発の課題ー」(福岡市)
- 27 金 大阪同和・人権問題企業連絡会フィールドワーク(福岡市)
北九州「ふれあいフェスタ」出展団体説明会(北九州市)
- 28 土 第6回教育部会(福岡市)
- 31 月 第25回事務局会

11月

- 6 月 第51回部落解放研究全国集会～8日(大阪市)
- 11 土 第196回定例研究会「史実と授業・啓発の結合をめざして」
(テーマ「部落を襲った筑前竹槍一揆の授業実践に向けて」)
(兼;第5回啓発部会、第7回教育部会、第6回部落史研究部会)(福岡市)
- 12 日 第7回部落史研究部会(古賀市)
- 13 月 第26回事務局会
- 14 火 くにさき地区人権・同和教育研究協議会フィールドワーク(福岡市)
- 15 水 第87回松本・井元研究会
- 16 木 人権資料・展示全国ネットワーク①第22回総会(奈良)
- 17 金 人権資料・展示全国ネットワーク②ワークフィールドワーク(奈良)
- 18 土 海外海外ST企画部会事前学習会(春日市)
- 20 月 第27回事務局会
- 25 土 ジェンダー部会「ロ之津フィールドワーク」報告会(福岡市)
- 26 日 第4回執行理事会(事務所) 北九州ふれあいフェスタ(北九州市)

12月

- 2 土 (第69回全同教研究大会①島根)
- 3 日 (第69回全同教研究大会②島根)
- 4 月 安蘇龍生理事逝去葬儀
- 6 水 福岡県教育委員会新学習教材集作成委員会(県庁)
- 9 土 第8回部落史研究部会(古賀市)
特別支援教育に関するセミナー(兼第7回教育部会)(福岡市)
- 11 月 第28回事務局会
- 12 火 第1回研究部会長等会(事務所)
- 16 土 第7回啓発部会(福智町) 第8回教育部会(福岡市)
- 18 月 第29回事務局会

住民意識調査等の受託事業に関する事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請や事業報告、公益法人関係事務、関係機関・団体等との連携・調整事務等については省略しています。

海外人権スタディツアーinタイ

2017年12月25日(月)～12月28日(木)

タイでは、「ドゥアン・プラーイブ財団」、「生き直しの学校」などを訪問する予定です。

次のニュース「リベらしおん」86号に報告を掲載します。

2018年度定時会員総会・記念講演(予定)

日時：2018年5月27日(日) 13:00開会

場所：福岡県人権啓発情報センター

ヒューマンアルカディア(視聴覚室)

〒816-080 春日市原町3丁目1-7